

平成27年12月25日

第40回指定都市市長会議

午後 2 時30分開会

○事務局長 定刻となりましたので、第40回指定都市市長会議を開催させていただきます。

指定都市市長会事務局長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

各市長におかれましては、御多忙のところ会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動につきまして御尽力を賜り、心から御礼を申し上げます。

本日の資料につきましては机上に配付しておりますが、左側には本日の議題で御議論をいただく資料を、右側にはその他の資料を置いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、指定都市市長会の林会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

○横浜市長 皆様、本日は、年末で御多忙の中お集まりいただき、ありがとうございます。また、朝早くよりプロジェクト、部会の活動を熱心に行っていただきました。本当にありがとうございます。本市長会議もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の市長会議では、この間の皆様の活動の成果を御報告いただきます。3つの部会からは、活動報告や提案などが議題として提出されております。各部会には、2年間にわたって本当に精力的に御活動いただき、その成果が本日提出される報告書や国への提言、提案などに結実しております。部会長を務めていただきました北橋北九州市長、清水さいたま市長、松井広島市長には、部会の中心になって議論をまとめていただきまして、時には緊急的な要請活動も行っていました。皆様の御尽力にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。

また、今年度設置した3つの政策提案プロジェクトには、この12月に相次いで政策提言をまとめていただきまして、国への提言活動を行っていただいております。プロジェクトリーダーをお引き受けいただきました久元神戸市長、大森岡山市長、高島福岡市長には、立ち上げから短い期間にもかかわらず、当初予算の政府案閣議決定の前に提言活動を行うところまで議論をまとめていただきました。改めて感謝を申し上げます。また、部会やプロジェクトの構成メンバーである皆様にも、御経験や御見識、そして自治体の実情に根差した御意見を賜りました。おかげさまで部会、プロジェクトとも大変実りの多いものにな

りました。私たち指定都市市長会の存在感を一層高めたことは間違いないと思います。本来にありがとうございます。

国政では、ここ数日の間で地方自治体にとって重要な政治決定が行われております。12月16日には与党間で「平成28年度税制改正大綱」が決定いたしました。また、政府においては、12月22日の「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」、昨日、24日には「平成28年度政府予算案」が閣議決定されました。提案募集方式に関する政府の対応方針では、指定都市市長会が提案した「認定こども園の認定等に係る事務・権限」について、指定都市へ移譲する方向で検討する方針が示されました。さらに、経済・雇用部会において議論をしまいいりましたハローワークの地方移管に関して、「地方版ハローワークの創設」や「地方が国のハローワークを活用する」という新たな仕組みが示されました。具体的な制度設計に当たっては、圏域の産業政策において重要な役割を果たしている私たち指定都市が、より主体的に雇用施策を実施できるような制度となるよう国に求めてまいります。

おかげさまでこれまで指定都市市長会として20市が一丸となって求めてきた事項が1つ1つ着実に実現しております。そして一步一步ではありますが、指定都市市長会としての発言力が高まり、国をも動かしているという手応えを感じております。

今年1年を振り返りましても、消費税率アップに伴う臨時福祉給付金や4月からスタートいたしました子ども・子育て支援新制度への対応、また地方創生の本格的な取組に伴う「地方版総合戦略」の策定、さらには個人番号通知など「マイナンバー制度」の開始に伴う周知、対応など、自治体としての業務が大変多忙となりました。そうした中でも指定都市市長会としての総合力を維持し、むしろパワーアップして取り組み、先ほど申し上げたような成果につなげることができました。お忙しい中、様々な御活動をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

今後とも、私たち指定都市に寄せられる期待にしっかりと応えていくため、国政の状況、社会の要請に機敏に対応し、効果的な活動を行っていきたいと思います。皆様の引き続きの御協力、よろしくお願いいたします。

本日は限られた時間ではありますが、自由闊達な御議論をいただきたいと思います。会議終了時刻は16時を見込んでおります。どうぞ御協力をお願いいたします。

○事務局長　ありがとうございました。

本日は、田辺静岡市長、吉村大阪市長、竹山堺市長におかれましては、公務のため欠席されておりますので、御報告申し上げます。なお、所要の規定の改正を行いまして、吉村大阪市長は社会保障部会に所属していただくこととなりましたので、御報告申し上げます。

ここで報道の方をお願いいたします。これ以降につきましては、記者席からの取材ということでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会規約第9条第5項によりまして、会長が議長になることとなっておりますので、林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○横浜市長　それでは、議事に入らせていただきます。

進行の都合上、次第を入れかえさせていただきました。「4 報告事項」の「(1)各プロジェクトからの報告」のうち、「観光・M I C E・クールジャパン戦略プロジェクトにおける検討状況」について、初めに御報告をお願いしたいと思います。

それでは、担当市長の高島福岡市長より御報告をお願いします。

○福岡市長　どうぞよろしくお願いいたします。私から午前中に開催をいたしました観光・M I C E・クールジャパン戦略プロジェクト会議について御報告を申し上げます。

資料ですが、資料7になります。すみません、先抜けの関係上、先に御報告させていただきたいと思います。資料7です。

まず1 ページ目を御覧いただきたいと思います。クールジャパンに関する国提言の御報告でございますけれども、12月3日に内閣府の松本副大臣、そして経済産業省の北村政務官へ提言を行ってまいりました。提言の内容なんですけれども、1 つ目の項目が、地方拠点都市が周辺の地域を牽引して、広域的にクールジャパンをコーディネートする仕組みづくりです。クールジャパン、東京だけではやはり地方のすばらしいコンテンツ発掘は難しいわけなんですけれども、そうした中で、政令市には一定のこれまでのノウハウ、蓄積もあるわけですね。周辺の都市がダイレクトに経産省の戸をたたくのではなくて、政令市が一定のおまとめをしながら、またアドバイスもしながらという役割を担っていくといった内容でございます。

それから2つ目が、地方映像コンテンツの海外展開に係る支援強化でございます。地方といっても、それぞれの都市、そんなにたくさんのコンテンツ、ロット数があるわけではありませんし、その数個のコンテンツのために海外に展開をするというのなかなか現実、難しいわけですね。そうした中で、それぞれのコンテンツを集めながら、地方のコンテンツとしてまとめて海外の映像マーケットに出していくといった支援ですとか、これはより実務的な話ではございますけれども、補助対象が今2月いっぱいまでに事業完了というもの、実際には3月に世界では随分マーケットが開催されます。見本市が開催されますので、こうしたものの期限の延長など、実務的な内容も含めて提言をいたしました。松本副大臣からは、クールジャパンは複数の省庁に関連するが、取りまとめて地方の要望に応えていくのが内閣府の役割である。実際の対応は経済産業省になると思うが、内閣府として経済産業省に対し強く働きかけを行っていく。また、北村政務官からは、地方からクールジャパンを推進していくことは重要と認識をしており、地方の力を引き出せるよう後押しを徹底していきたい。こうした力強いお言葉をいただきました。

今後とも皆様と一致団結をして地方からのクールジャパンの推進に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

この資料の2ページ、3ページというのは、提言内容に関する参考資料でございます。

資料の4ページに移りたいと思います。インバウンドに関してですが、訪日外国人旅行者の急増に伴う課題及び対策についてをテーマにいたしまして、現状や課題、取組などについて御議論いただきました。

資料の5ページ目を御覧ください。皆様に御協力いただいた各市アンケートの結果を記載しておりますが、今後、外国人観光客のさらなる増加が見込まれる中、観光バスや宿泊施設の不足、こうした新たな課題が各都市で生じてきております。

資料の6ページを御覧ください。外国人観光客の急増に関する各市の取組などを記載していますが、今日の会議の中では、特にクルーズ客船の観光客は一時的かつ集中的に増加をするため、観光バスや宿泊施設に、対応などにおいて平常時とのギャップに大変苦慮している、こうした御意見もあつたり、また具体的には、駐車場などの確保や交通渋滞を初め、学校行事でもバス不足が影響していること、それからホテルの客室不足など、地域ごとの現状や課題などについて確認をいたしました。また、これらの対応策といたしまして、交通渋滞に関しては、まずは観光バスの分散化に取り組む必要があること、宿泊施設の不足に関しては、既存旅館の活用のほか、民泊については国の動向を注視するとともに

に、安全安心の確保も重視すべきだといった御意見がございました。さらには、中長期的なインバウンド対策として、DMOの検討、観光地域づくりに関するプロデューサーの育成、新幹線の開業等を契機とした新たなゴールデンルートの形成、政令都市間のさらなる連携が必要、こうした幅広い御意見がございました。

今後は、国の提言、それからこれまでに御議論いただいた内容などを踏まえまして、この本プロジェクトの活動報告書を取りまとめていきたいと考えておりますので、引き続き御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

私からは以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に関しまして、皆様の御意見、御質問がございましたら、頂戴したいと思います。

プロジェクトの担当市長であります高島市長におかれましては、この間、提言を取りまとめていただき、国への提言活動を行っていただきました。本当に意義のある提言が打ち出されたと思います。ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見がないようでしたら、これでよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長 どうもありがとうございます。高島市長、ありがとうございます。

それでは、ここから次第に従って進行してまいります。

「3議題」の「(1) 行財政部会からの報告及び提言(案)」について、部会長の北橋北九州市長より説明をお願いします。よろしくお願いいたします。

○北九州市長 それでは、資料1-1をおめくりいただいて、よろしくお願いいたします。

行財政部会であります。3つ議題がございまして、1点目は、部会の活動状況です。2点目は、提案募集方式への対応であります。これらは報告事項としまして、現状認識を共有いたしました。3点目は、提言の取りまとめであります。部会におきましては、人口減少社会、東京一極集中の現状を踏まえた今後の指定都市の果たすべき役割を検討テーマにいたしまして鋭意議論を続けてまいりました。この2年間の活動成果としてこの提言書を取りまとめたわけであります。本日の部会で最終的な協議を行い、その結果、机上に配付させていただいております提言書として、「未来を見据えた大都市の実現へ向けて」とい

うタイトルでございますが、取りまとめました。

この取りまとめに当たりまして、部会構成市以外の皆様にも、文書照会を通じ様々な御意見をいただきました。まことにありがとうございました。本日配付の提言書には、部会構成市のみならず、その他の市の皆様の御意見も反映して取りまとめております。

それでは、内容でございます。表紙を御覧いただきますと、タイトルは「未来を見据えた大都市の実現へ向けて」とサブタイトルがつけてあります。

表紙をめくりまして1ページを御覧ください。はじめにというのがあります。提言に至った人口急減、東京一極集中への対応の必要性といった背景やその中での指定都市の役割の重要性、それらを背景とした提言の取りまとめの方向性について記載しております。

続きまして、2ページです。指定都市を取り巻く現状として、現状と課題として2点挙げております。1点目は、指定都市の位置づけ・道府県との役割分担の不明確さ、2点目は、事務・権限に対して不十分な税制措置であります。

(2)指定都市を取り巻く動きというところがありますが、ここでは、近年の市長会や地方制度調査会における特別自治市を初めとした大都市制度に関する動きをまとめております。

3ページでございます。人口急減・超高齢社会を迎え、指定都市の役割がこれまでと比べ拡大していることを示しています。拡大する役割として、圏域全体の活性化・発展の牽引役、また広域連携の中心的役割、また基礎自治体としてのサービスの充実を挙げております。

4ページを御覧ください。さきの3ページで示した拡大する役割を果たす新たな指定都市像を実現するため、3つの視点による取組の推進の必要性を示しております。

5ページ以降は、3つの視点についてそれぞれ詳しく説明しております。5ページでは、1つ目の視点、歴史・地域性を背景とした多様な大都市制度の創設について記載しております。ここでは、指定都市が各地域の課題解決、圏域全体の活性化・発展という共通目標を達成するため、特別自治市を初めとする多様な大都市制度の創設を求めています。また、制度見直しと同時に、着実な事務・権限及び税財源の移譲を進めることで実質的に特別自治市に近づけることも求めています。

6ページは、5ページの内容を図に示したものであります。

7ページを御覧いただきたいと思います。2つ目の視点、事務・権限、税財源の積極的な移譲として、まずこの移譲について記載しております。昨年度から導入された提案募集

方式の積極活用による事務・権限の移譲を進め、個別の事務・権限についても早急な検討整理を求めるものです。

8 ページをご覧ください。26年度提案募集方式における共同提案を含む指定都市の全体の実績を示しております。今後、実質的な実現の割合の向上を目指し、積極的な制度運用を提案しております。

9 ページであります。指定都市として早期に関係機関と重点的な協議を求める事務・権限として、5つの項目を挙げております。

10ページを御覧いただきたいと思います。ここでは、税財源の移譲について記載しております。論点ですが、事務・権限の移譲に伴う確実な税財源の移譲と事務と税源の不均衡の是正、この2つを挙げまして、必要となる税財源の確実な移譲と大都市特例税制の創設による税源の確保を求めています。

11ページを御覧ください。3つ目の視点であります。近隣市町村との更なる連携の促進についてであります。指定都市のこれまでの近隣市町村との連携における役割を記載した上で、さらに連携が促進される仕組みづくりを求めるものです。

最後に、12ページであります。まとめとして、改めて3つの視点による取組と関係する省庁を一覧として示しております。

以上、提言書の内容となります。今回まとめました提言書については、今後、関係省庁に対する提言活動の際に使用することを想定しております。つきましては、御説明いたしました提言書を指定都市市長会の提言書として提言活動などで使用することについて御協議をいただきますよう提案させていただきます。

なお、本日の部会の議論におきましては、各市長様からいろんな意見が出ました。時間の関係でその一部を紹介させていただきますと、提案募集方式については、その運用状況を指定都市市長会としてチェックをして、国に運用の見直しを求めていくことも必要ではないか。また、権限移譲をさらに進めるためには、知事会との協議の場を設けるという新たな取組も必要ではないか。また、国における地方税の見直しについては、指定都市市長会としてまとめ、しっかりと意見表明をしていくことが必要ではないか。また、地方のお金が地方で消費される仕組みづくりが必要ではないかとした御意見も出されましたので、この場をお借りして御報告させていただきます。

部会の報告は以上であります。

○横浜市長 ありがとうございます。かなりいろいろ議論していただいたと思います。

それでは、ただいまの御報告及び提言に関しまして、皆様の御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 大変よくまとまっております。

それでは、ただいま原案のとおり決定した提言書ですが、国等への提言活動については、部会長である北橋北九州市長に一任したいと思いますが、皆様よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、北橋市長、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは次に、「(2) 社会保障部会からの報告及び要請(案)」について、部会長の清水さいたま市長より御説明をお願いしたいと思います。

○さいたま市長 それでは、本日の社会保障部会の議論について御報告をいたします。

本部会では、医療費適正化の取組について及び地域包括ケアシステムの構築に向けた取組についての2つをテーマとしておりまして、2年間の取りまとめとして作成をしました報告書と国への要請について議論をいたしました。

お手元の社会保障部会における議論という資料と、会議資料の2-1から2-5を併せて御覧いただきたいと思います。

それでは、要点のみ御説明をさせていただきます。始めに、資料2-1及び資料2-2の報告書の説明から入らせていただきます。

初めに、報告書について御説明をいたします。資料2-1を御覧ください。報告書の構成といたしましては、まず第1章、本報告書のねらいでは、現在の社会保障制度を取り巻く状況の変化などについて確認し、社会保障部会で取り上げました2つのテーマの選定理由や概要についてまとめております。

第2章、医療費適正化の取組については、主な議論となりました生活習慣病発症・重症化予防の取組と若い世代に対する取組を中心に取りまとめております。1の生活習慣病の発症・重症化予防の取組では、腎機能低下者が人工透析の必要な状態とならないよう取り組むことが医療費適正化効果が高いことに注目をいたしまして、その取組に向けた課題等を整理いたしました。また、2の若い世代に対する取組では、若い世代の社会保険加入

者の健康を維持することが、将来の医療費適正化につながることから、その取組に向けた課題等を整理いたしました。さらに、その他の議論といたしまして、精神疾患の医療費や特定健康診査の受診率とデータ分析について、また、久元神戸市長から御提案のございました生活保護の医療扶助についての御議論の経過もここで掲載しております。

次に、第3章、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組についてでは、主な議論となりました1の、在宅医療・介護の連携推進についてと2の指定都市間の情報共有についてを取りまとめております。1の在宅医療・介護の連携推進についてでは、地域包括ケアシステムを構築する上でも、その重要なテーマであります在宅医療・介護の連携推進のあり方に視点を定め、その推進に向けた課題等を整理いたしました。

次に、2の指定都市間の情報共有についてでは、各都市が参考となるような取組事例や各市の進捗状況を情報共有しながら議論を進めてまいりましたので、その取組事例などを掲載しております。

第4章、国への要請等については、これまで行いました要請2件と本日御提案をいたしました要請3件、さらに厚生労働省との意見交換会について掲載をいたしております。詳細は、資料2-2の報告書のとおりとなっておりますが、こちらは各構成市様とまとめさせていただき、全指定都市の事務方にも御確認をいただいているところであります。

次に、これまでの議論を踏まえまして、国への要請を実施したいと考えております。資料2-3を御覧ください。まず医療費適正化の取組については、増大する医療費等の適正化に関する指定都市市長会要請といたしまして、特定健康診査の充実として、生活習慣病予防事業に必要な特定健康診査の検査項目を国の基準に位置づけ、費用の国庫負担を求めること。2つ目としまして、市町村が実施する保健事業に対する助成について、大都市の財政需要に対応し、適切な助成を行うよう国庫負担の拡充を図ること。3つ目としまして、国民健康保険制度の見直しに係る保険者努力支援制度の指標決定については、大規模保険者が不利とならないよう配慮を行った上で決定をすること。そして4つ目としまして、生活習慣病の重症化予防対策の推進に当たって、各保険者が一体となって取り組むことができる体制を構築すること。これら4点を国へ求めることとなっております。

次に、資料2-4を御覧ください。こちらは神戸市長様から御提案がございました生活保護の医療扶助についての要請となっております。生活保護における医療費一部自己負担に係る指定都市市長会要請といたしまして、医療費適正化を考える上では、生活保護の医療扶助の問題も欠かせないことから、生活保護世帯について、最低限度の生活を保障した

上で、医療費の一部自己負担の導入を検討することを国へ求めることとなっております。

次に、資料２－５を御覧ください。地域包括ケアシステムの構築に向けた取組につきましては、地域包括ケアシステムに係る在宅医療、介護連携推進に関する指定都市市長会要請といたしまして、１つが、国においても各関係団体へ協力を要請するとともに、医療従事者が在宅医療に積極的に取り組めるよう制度設計を図ること、２つ目としましては、医療・介護の双方をコーディネートできる人材の養成の仕組みを構築することなど、関係者が一体となって取り組むことができる体制を構築すること、３点目としまして、情報共有に係るＩＣＴ化など、市区町村が具体的かつ主体的な取組を実施する上で必要となる環境整備やそれに伴う財政措置を図ることを国へ求めるものとなっております。

これらに対します主な意見といたしましては、別紙の社会保障部会における議論のとおりであります。生活保護受給者の医療費一部自己負担につきましては、真に必要な方の受診を抑制することがないよう配慮した上で、国に対してデータ分析などを含めて検討を求める必要があるという御意見、また国民健康保険制度の見直しに伴いまして、新たに創設をされます保険者努力支援制度につきましては、保険者の努力が正当に評価される制度であり、導入を評価したい。本制度については、今後も厚生労働省との意見交換を行い、大都市特有の状況に配慮したものとなるよう、継続的に国と協議していく必要がある。また、指定都市が腎機能低下者に対する取組を進めていく中で、国の基準への健診項目の追加と国庫負担を求めていく必要があるという御意見がございました。また、高齢者が増加をしていく中で、在宅医療がこれからの課題であり、医療だけでなく、介護や住まい、生活支援といった各分野の関係者が一体となって進めていく必要がある。また、在宅医療の介護連携の推進に当たっては、情報通信機器の活用が重要であり、そのための国の財政支援が必要である。以上のような御意見がございました。

報告書及び国への要請につきましては原案のとおり承認をされました。今後は、部会長市である本市と指定都市市長会事務局におきまして、関係府省等に要請活動を行っていきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○横浜市長　ありがとうございました。かなり充実した報告書になって、また要請事項もきちっと整っておりますけれども、この件につきまして、皆様の御意見、御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

清水さいたま市長、これは取りまとめにあたり結構御苦勞なさったのではないですか。

○さいたま市長 各指定都市で色々な取組を既に先行してやっていただいているので、情報共有をすることによってかなり勉強することができました。特に腎機能の低下のクレアチニンについては、全指定都市が検査項目に追加していて、人工透析の防止をしていくということなど、やはり情報交換をすることで医療費の適正化に向けていろんな検討ができた２年間になったのではないかと思っております。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、原案のとおり決定させていただきまして、ただいま決定した要請書ですが、国等への要請活動については、部会長である清水さいたま市長に一任したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○横浜市長 それでは、引き続き、清水市長におかれましてはよろしく願いたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次に参ります。「（３）経済・雇用部会からの報告及び提案（案）」でございます。部会長の松井広島市長より御説明をお願いいたします。

○広島市長 それでは、本日の経済・雇用部会での議論についての御報告をいたします。

本部会では、小規模事業者に対する支援強化について及び就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）業務の指定都市への移管や国・道府県との連携強化についての２つを議題としております。

お手元に経済・雇用部会における議論という一枚物のペーパーをお配りしておりますので、会議資料３－１から４と併せて御覧いただきたいと思います。

本日は、各取組テーマについて２年間にわたる議論の成果を取りまとめました。報告書と国への提案書についての議論を行いました。

まず議題の１であります小規模事業者に対する支援強化について、要点のみかいつまんで御説明をさせていただきます。お手元の資料ナンバー３－１を御覧ください。まず３ページ、第１章に本報告書のねらいを書いております。２段落目にありますとおり、中小企

業の約9割を占める小規模事業者は、地域の経済、雇用を支える極めて重要な存在でありながら、人口減少、少子高齢化などの構造変化の影響を受けやすく、様々な問題を抱えております。また、小規模事業者によって構成されている商店街の衰退、地域コミュニティにも影響を及ぼす課題となっております。そこで、本部会では、特に指定都市にとって関心の高い創業支援、販路開拓、商店街振興の3つの分野を中心としまして、抱えている課題、特徴的な支援策について調査を行い、新たな支援のあり方などについて検討いたしました。この報告書は、これらの調査、検討結果などをまとめたものであり、地域の実情に応じた支援策の立案に活用いただくことを狙いといたしました。

4ページ、第2章では、各指定都市の小規模事業者支援についての現状、取組状況に関する調査結果をまとめております。

7ページからは各市等が特徴的な支援の策を講じておりまして、その事例を立案に当たって工夫が見られたポイント等に注目して、7項目に分類した課題ごとに整理して取りまとめてみました。今後の各市の支援策立案の参考にと思います。

次に、26ページに飛んでいただきます。第3章では、指定都市ネットワークを活用しました販路開拓支援策の検討した結果をまとめております。まず、1にありますように、小規模事業者が抱える課題や支援ニーズを把握するための調査を実施しました。結果は26ページから31ページにあります。調査の結果から、まず圏域外に積極的に展開した事業者に対しては、指定都市ネットワークを活用した取組が有効であるという判断から、32ページにありますように、指定都市間の見本市、展示会等への相互出展支援、各指定都市の見本市や展示会等の情報の相互共有、売り手の出展支援だけでなく、買い手の招聘支援など、5つの具体的な取組案を例示しました。

次に、33ページを御覧ください。第4章の調査・検討のまとめでありますけれども、人口減少社会到来などによって、従来と同じ視点で小規模事業者の活動を維持・活性化させるための支援を行うことは困難、そのようなこと、次のような視点を加えて支援を考えていく必要があります。

第1に、よりきめの細かい支援策の検討ということであります。支援策を検討する上では、団体や事業者が置かれている状況、課題を十分に把握して、よりきめ細かい支援策が必要。具体的には、創業支援では、経営者層の高齢化を踏まえますと、円滑な事業承継、そして第二創業の支援も重要なテーマとなります。販路開拓については、圏域外に積極的に展開したい事業者と圏域内での活動のみを想定している事業者に分けて支援策を検討す

る必要があります。商店街の振興においても、都心部の活力ある商店街とにぎわいは少なくともそこにしかない魅力や温かさといえますか、商店街がそういった特色を持っているところ、あるいは地域のお年寄りの憩いの場となっているような商店街等々、そういった機能によつての支援策を考え分ける必要があるかと思います。

第2に、周辺市町村との連携であります。支援を効果的に実施していくためには、各市町村が単独で対応するには限界がありますので、地域経済の中核である指定都市がこの周辺市町村と連携して、圏域全体で共有する、共通する課題に対処していくといった発想を持つことが極めて重要です。いわゆる市町村の境界線を越えて、互いに機能や資源を補完し合う、そして効果的な取組を行うことが可能となり、これが持続性につながる。そして、圏域経済の確立という流れになろうかと思います。

第3に、ディーセントワークの推進という視点であります。このディーセントワークは、こういった企業活動を支える人、つまり人々が働きがいのある人間らしい仕事の実現できるということが重要でありまして、この企業活動を支える働く人々、まさに人としての働きがいを感じられるように、人間らしく、安心して仕事ができるような環境整備、こういった視点も要するということであります。

以上のことを踏まえて、各指定都市は小規模事業者の声にしっかりと耳を傾けて、それぞれの地域の実情に応じたきめ細かい支援策を講じていくことが要ると結んでおります。

次に、国への提案書につきましては資料3-2であります。御覧ください。各指定都市は、より一層効果的な小規模事業者の支援に取り組めるように、国に対しては2ページ以降のと通りの提案をしております。

まず、小規模事業者支援全般に関することとして3項目あります。(1)が、中小企業庁の情報サイト「ミラサポ」や地方経済産業局による情報提供の充実強化を提案しております。(2)では、国が産業構造などに関するビッグデータを集約して可視化するシステムを提供しております地域経済分析システムの機能追加や操作性の向上について、また各種統計調査における小規模事業者に関する地方自治体ごとの集計結果の提供などを提案しております。(3)では、国の補助制度について、地方自治体への交付金など、地域の実情に応じた支援が行えるように提案しております。

次に、創業支援に関することとして4項目であります。(1)は、創業しやすい環境整備に寄与する税制優遇措置、これは①から④の案を提案します。(2)では、創業、第二創業促進補助金の継続、拡充であります。先般、都道府県の担当者が同補助金の地域審査会に

参加可能となるなどの改善が図られたことを踏まえまして、指定都市も同様の対応が可能となるように提案しております。(3)では、創業時の行政手続の負担軽減に寄与する各種手続のワンストップ化を提案しております。(4)では、経営者保証に依存しない——個人ですね——融資の一層の促進を図って、創業や再チャレンジに取り組みやすい環境の整備を推進するよう提案しております。

次に、販路開拓に関することについて、2項目であります。(1)では、販路開拓に要する経費を補助する小規模事業者持続化補助金の継続や拡充として、バイヤーを招聘する際の支援制度の新設を提案しております。(2)では、地方自治体が海外や国内大手企業等に対する販路開拓を支援する場合、国の機関が最大限協力するよう提案しております。

最後に、商店街振興に関することとして4項目です。(1)では、路上イベントやオープンカフェの設定などにおいて、地元の意見が十分反映された弾力的な運用が可能となるようにさらに改善すること、また、国家戦略特区等で先行して認められている特例制度について、全国的に運用拡大することを提案いたします。(2)では、商店街における免税店数の増加を加速する支援措置や免税手続一括カウンターを活用した商店街の情報提供を強化すること、また、より一層免税手続を簡素化することを提案しております。(3)では、高齢者等の生活を支える地域コミュニティの維持や、若者や子育て世代を呼び込むような仕掛けづくりなど、社会課題に対応する商店街の取組についての支援を拡充するよう提案しております。(4)では、大型商業施設と商店街における共存共栄の関係構築を促進するように提案しております。

これらに対する主な御意見といたしましては、一枚物の経済・雇用部会における議論にありますとおり、創業・第二創業促進補助金については、募集期間が短く、申請の準備が整わないケースがあるので、募集期間の延長を提案する追加があるべきだということ、商店街や小規模事業者による情報サイトの活用促進についても検討する必要がある。報告書の内容は指定都市だけの問題ではないので、全国市長会にも情報提供してはどうか。提案活動の方法も工夫する必要があるなど、報告書及び国への提案書については原案を一部修正の上、承認をいただきました。

続いて、議題2、就労支援の充実強化に向けた公共職業安定所（ハローワーク）の業務の指定都市への移管や国・道府県との連携強化についてのお手元の資料3-3を御覧ください。

まず第1章で本報告書のねらいでありますけれども、1ページの2段目にありますよう

に、雇用施策はこれまで国のハローワークが中心的な役割を果たしてきましたけれども、指定都市が実施する他の施策との関連性や地域の実情に応じた施策の必要性などから、生活困窮者や若年者などの分野において指定都市が就労支援に取り組む事例が広がってきており、一体的実施に代表される国と指定都市が連携した取組は相当程度効果を上げてきております。国も指定都市も、住民のために就労支援の充実強化を目指すことは一致していますが、その手法が異なっていて、国は一体的実施等の指定都市と一体となった雇用対策をこれまで以上に進める方針である一方、指定都市市長会は、より効果的な就労支援のため、ハローワーク業務の指定都市への移管が必要であると従来より主張してきております。本報告書では、就労支援の充実強化に向けてハローワークの業務の指定都市への移管や国・道府県との連携強化に関する課題を整理するとともに、課題の解消に向けた提案を行うために作成したものであります。

2 ページの第 2 章、権限移譲についてでは、2 年前の報告書にも記載しましたがけれども、権限移譲の実を上げるための課題を挙げております。

3 ページには、国の地方分権改革に関する提案募集方式による共同提案において、指定都市市長会からハローワーク業務の移管について提案を行いましたけれども、国の対応方針において一体的実施などの雇用対策をこれまで以上に進めると整理されたこと、4 ページでは、国による一体的実施等の検証において、新たな雇用対策を法律に基づいた安定的な仕組みとして全国展開することとされたことを記載しております。

次に、5 ページの第 3 章、国・道府県との連携強化についてでは、基本的な認識として、権限移譲の実現には多大な時間を要しますけれども、一刻も早く住民に対する就労支援の充実強化を図ることは重要であることから、当面の措置として、国・道府県との連携強化を進める必要があること。一体的実施については、平成27年9月末現在、全ての指定都市で取り組んでいること、常設窓口が122、巡回窓口が14と前回報告書で集計したより大幅に増加していること、利用者の累計は約12万9000人、うちほぼ半数、約6万1000人が就職していることなど、着実に成果が上がっているけれども、設置箇所が少ないなどの課題があることを記載しております。

分野別の国・道府県との連携についてでは、8 ページから17ページにかけて分野別の雇用対策における国・道府県との連携実績、その課題について整理しております。

次に、国への提案書について資料 3－4 を御覧ください。

まず 1 の基本的な認識として、権限移譲を引き続き要請するという考え方に変わりはない

りませんけれども、指定都市の努力のみで権限移譲を実現させることは困難であって、国・道府県と連携して解決を図る機運の醸成が必要であること、国において一体的実施等の検証を行って、新たに雇用対策の仕組みを全国展開するとの結論に至ったことは、指定都市としても一歩前進したものとして一定の評価はできますけれども、この新たな仕組みが指定都市が指摘する課題を解決して、指定都市がより主体性を発揮できるものとなっているか引き続き検証する必要があること、引き続き権限移譲を目指しつつ、新たな雇用対策の仕組みをはじめとする国及び都道府県との連携策の強化をし、地方分権の受け皿としての経験値を高めるという実践的な対応を続けることが重要であるという整理をしております。

次に、2の要請事項では、(1)より効果的な就労支援を行うため、指定都市への権限移譲を行う方向で積極的な検討を行うとともに、新たな雇用対策の仕組みの具体的な制度設計に当たっては、指定都市の意見を十分に尊重すること、(2)また、当面の措置として国と道府県と連携して一刻も早く住民に対する就労支援を充実強化するために、1つ、労働局・指定都市間で連携強化や課題解決に向けた議論を行う連携調整会議などの仕組みを確立すること、2つ目、厚生労働省は、労働局長に予算面も含めた大きな権限を付与すること、3つ目、一体的実施について指定都市の希望する場所において早期に実施すること、4つ目、生活困窮者型の一体的実施については、希望する指定都市において運営手続の簡素化やハローワーク業務の受託などによって柔軟に運営できるようにすること、5つ目、一般型の一体的実施については、希望する指定都市が職業訓練の受講あっせんや雇用保険の認定・給付等の業務を実施できるようにすることの5つの提案をいたしております。

これらに対する主な御意見としては、一枚物の経済・雇用部会における議論にありますとおり、就労支援を成功させるためには、経済・社会の動向を踏まえ、地域の実情に応じた多様な施策をきめ細かく実施する必要がある。高齢者を支えられる側から支える側に変えるためには、就労だけでなく、社会参加という広い視点からのアプローチをしていく必要がある。高齢者の社会参加という地域の課題解決を結びつけることも重要である。国への提案に当たっては、全国知事会との連携も必要であるなどがありましたが、報告書、国への提案書については原案のとおり承認されました。

今後は、これらの報告書及び国への提案書によりまして、部会長市である本市と指定都市市長会議の事務局におきまして、関係府省等に提案活動を行っていきたいと考えております。

私からの報告は以上とさせていただきます。

○横浜市長　ありがとうございました。今、松井市長からも、本日の部会の中で補足的な意見が出たということをお話しいただきましたけれども、私も参加しておりまして、このまとめに対しては参加者として、大変よくまとまったと考えているところでございます。浜松市の鈴木市長からは、こんなにすばらしいものなのだから、積極的に使って、例えば全国知事会とか、全国市長会にも共有をしてもらおうじゃないかという御意見もございました。本当にありがとうございました。

それでは、皆様からの御意見、御質問を頂戴したいと思います。

○浜松市長　ちょっと今のにつけ加えさせていただきますが、他の御提案もそうなんですけれども、せっかくこれだけとてもいい内容でまとめられたので、これをやっぱ国政の場とか、国へも提言活動に生かしていかなきゃいけないというので、各省へ持っていったり、紋切り型のお渡しするだけでは余り意味がないものですから、できれば、例えば若手のちょっと賢いやる気のある国会議員——国会には予算委員会の分科会というのがありまして、これは何でも質問ができるんですね。そういうところとか、今委員会でも法案の審議のほかはかなり一般質問を入れるようになっているみたいなものですから、そういう場合、これを使って、おまえ質問しろ、ということで、そういう国会議員の皆さんにネタ提供してあげると、そういう場だと、それは全部会議録に残りますし、これはかなり各省庁もまともにちゃんと考えていきますので、ぜひそんな取組もやったらおもしろいんじゃないかなと思いますので、ちょっと御提案をしたいと思います。

○横浜市長　ありがとうございます。ただいまの御意見いかがでしょうか。

鈴木市長、それは例えば、各市で選出された国会議員さんがいらっしゃるじゃないですか。そういう方に持っていくということですか。

○浜松市長　こういうのがまとまったよ、こういうのをぜひ国会の場で質問をぶつけてくれないかみたいなことでお持ちしていくと、ちょっと一味違ったまた活動ができるんじゃないか。

○横浜市長 非常にお話はしやすいでしょうね。お時間もとっていただけたと思いますし。

○浜松市長 そうですね。

○横浜市長 改まって構えないで話せるというのものもあるかもしれない。

○浜松市長 大体、持って行って、報告書なんかは、これをお願いしますというと、どこかに積んでおくだけで終わっちゃうと思いますので。

○横浜市長 ちょっと素朴な質問してもよろしいでしょうか。各都市の市長さんが持っていくと、みんな同じような質問になるかもしれませんが、議員さんがどこかで調整するのでしょうか。

○浜松市長 いや、それは別にいいと思うんですね。同じのが出てくれば、それだけ議員さんが共通の問題意識を持っているんだなということで、これは各省としてもほっておけなくなると思いますので。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、各都市で積極活用ということで、松井市長、よろしいですね。御意見いかがでしょうか。

○広島市長 多分役人のほうは大変だなという思いで受けとめてくれるんじゃないかと思っています。

○横浜市長 ありがとうございます。そのほか、皆様、御意見ございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり) ○横浜市長 本当にありがとうございました。それでは、国等への提案活動については、部会長である広島市長に一任したいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 それでは、引き続き、松井市長、よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

以上で3部会からの報告は終了でございます。北橋市長、清水市長、松井市長におかれましては、約2年間にわたりまして部会長として多大なる御尽力をいただきました。本当にありがとうございます。そして、各部会において熱心に御議論いただいた各市長様にも御礼を申し上げます。大変充実した部会だったと思います。ありがとうございます。

それでは、次の議題に移りたいと思います。「(4) 子ども・子育て支援新制度における利用者負担に係る指定都市市長会要請(案)」でございます。秋元札幌市長様から提案されておりますので、それでは、秋元札幌市長より御説明をお願いいたします。

○札幌市長 お時間いただきましてありがとうございます。それでは、議題の4つ目のお手元の資料4を御覧いただきたいと思いますと思いますが、子ども・子育て支援新制度における利用者負担に係る指定都市市長会の要請に関してでございます。提案市であります札幌市の私から御説明をさせていただきます。

資料4を御覧いただきながら、初めに、今回の要請文を提案するに至りました経緯を若干御説明させていただきます。現在、国は、一億総活躍という旗を高く掲げ、少子高齢化の課題に真正面から立ち向かうとともに、あらゆる面で子育てに優しい社会へと改革を進めようとしているところであります。そのような中で、平成27年4月にスタートいたしました子ども・子育て支援新制度、子育て家庭のために教育、保育、子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることを目的として創設をされたものでございます。国はこの新制度が全ての家庭が安心をして子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育てを社会全体で支える制度であると説明をしているところでございます。しかしながら、この新制度に基づく新たな保育料の算定につきましては、年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用を廃止したために、特に子どもが3人以上いる多子世帯は、子どもが多ければ多いほど負担がアップするという現象が生ずることになったところでございます。

この年少扶養控除等のみなし適用廃止につきましては、当初、国の方も値上げとなってもやむなしという見解を示していたところでございますが、平成27年3月から継続をして在園している児童については、経過措置として従前の仕組みをとってもよいという方針に変更したところでありますが、この経過措置を導入するかどうかということにつきましては、各市区町村の判断によることとして、地方自治体に責任を委ねられたということにな

ってしまったために、全国的な制度であるにもかかわらず、各自治体で対応が異なる状況になってしまっているところでございます。

私ども札幌市では、経過措置として、在園児につきましては、平成27年8月までは前年度の階層のまま据え置くという形で年少扶養控除等のみなし適用を継続させたところでございますが、9月から国が示した原則ルールどおりに変更しましたところ、子どもが3人以上いる世帯に大きな影響があったところでありまして、中には2階層も上がって、月額で約2万円以上の負担増となった世帯もあるということなど、これに対しての問い合わせ、あるいは抗議が殺到しましたほか、処分取消しを求める異議申立てが多数提出されるなど、多くの保護者から御意見をいただくことになったわけでございます。こうした状況から、今回、私ども札幌市独自の措置をとることといたしまして、子どもが3人以上いる世帯について、激変緩和のために2年間経過措置を継続させると決定したところでございます。

このように年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用の廃止が多子世帯の大きな負担増につながっているということで、これは国策である少子化対策に逆行し、また、子育て家庭のためにという新制度の理念とも乖離しているものと考えているところでございます。

なお、国が先日の子どもの貧困対策会議、そして昨日閣議決定をされました平成28年度当初予算案におきまして、多子世帯の軽減措置に係る第一子の年齢制限を撤廃するという負担軽減策を打ち出したところでありますけれども、対象を低所得世帯に限定しているということで、対策としては十分とは言えないと考えてございます。

少子化対策、子育て支援を進める上で、国と地方は車の両輪ということではありますが、このような利用者負担の軽減措置の拡大につきましては、ナショナルミニマムとして地方自治体の意見を十分に聞いた上で、国の責任において制度を構築するべきと考えているところでございます。つきましては、子ども・子育て支援新制度における利用者負担に関しまして、次の2点について要請を提案させていただきたいと考えております。

まず1点目ではありますが、年少扶養控除及び特定扶養控除のみなし適用に代わる多子世帯への負担軽減策として、低所得者に限ることなく、同時入所要件の廃止とさらなる対象の拡大などを図り、少子化対策にも寄与する利用者負担制度を再構築することを要請、提案したいということであります。

次に、2点目ではありますが、このようなナショナルミニマムとしての利用者負担の軽減

措置の拡大について、国の責任において取扱を統一させ、制度の基礎的な部分で地方自治体間に差が出ることをないようにし、その財源については、地方自治体の財政運営に支障を来さないよう、必要な財政措置を講じることを要請したいと考えております。

なお、資料4附属資料につきましては、ただいまの考え方などを模式化したものでございますので、参考にさせていただきたいと思います。

私からの説明は以上であります。

○横浜市長 ありがとうございます。私からちょっと質問していいですか。今、秋元市長が、激変緩和のために2年間延長したとおっしゃっていましたが、新規の方もそれに含まれるのですか。

○札幌市長 いいえ、在園。

○横浜市長 在園中の方ということですね。

○札幌市長 現在、在園ということです。

○横浜市長 ですから、新規入所の児童は対象にならないですね。

○札幌市長 対象にしておりません。

○横浜市長 そうですね。私もこれはもう本当に大変喫緊の課題で、秋元市長の意見に賛成でございまして、本当にこれは要請したいところなのでございます。

その他、御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

この御要請は、指定都市市長会としてまとまって要請をするということによろしいですか。

（「異議なし」の声あり）○横浜市長 では、そういうことでございますので、原案のとおり決定させていただきます。それでは、国等への要請活動については、秋元札幌市長に一任させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本当に御提案ありがとうございました。

それでは、次に参りたいと思います。「4 報告事項」でございますが、「地方創生プロジェクトにおける検討状況」について、久元神戸市長より御報告をお願いしたいと思います。

○神戸市長 資料5－1を御覧いただきたいと思います。地方創生プロジェクトにつきましては、プロジェクトの中の議論を行った上で、指定都市20市に国への提言の内容を照会させていただきまして、調整の上、既に12月1日に内閣府の牧島政務官に対して提言をさせていただきました。この提言の内容を含むこのプロジェクトの検討結果につきまして、報告書を取りまとめ、午前中の創生プロジェクトで了解いただきましたので御報告をさせていただきます。

指定都市は大変広範な事務を処理しておりますが、税源の、また、地方財政措置も十分ではありません。この結果、前回御報告いたしましたように、2ページを御覧いただければと思いますが、23区と比較いたしますと、指定都市は1人当たり10倍の借金があるにもかかわらず、基金は4分の1という状況になっております。ということから、国に対しましては、3ページにありますように、事務・権限に応じた税源移譲を基本とし、併せて地方交付税の必要額を確保すること、それから、28年度に創設が予定されている新型交付金については、必要額を確保し、自由度の高い活用しやすい制度設計をするということを提言いたしました。

また、個別の項目といたしましては、4ページにありますように、指定都市が置かれている状況は、三大都市圏における指定都市と、圏域の中核都市としての指定都市との役割は異なるわけですが、個別項目といたしましては、まず、地方拠点強化税制、これは地方創生の有力な手法として、東京に集中している本社機能を地方に移転をすると、このための促進税制であります。三大都市圏の既成市街地が一律に対象外とされておりますのが実情に合いませんので、この対象外地域の指定を是正すること。

もう1つは、指定都市の中には過疎地域に準じる地域が多数ありまして、人口減少が進んでおります。このような地域に対しましては、地方創生に資する補助金交付金等の財政措置の充実を図るなど、地域の状況に応じた支援の仕組みを構築してほしいということ。こういうことを提言いたしました。

また、指定都市と周辺自治体との連携、一体的発展は、大変重要です。このため、指定都市を核とする広域連携事業の枠組みに応じた交付金の創設など、柔軟な支援の仕組みを

創設することを提言しております。

6 ページにありますように、指定都市は様々な形で周辺との圏域の連携を行っておりますが、国からの交付金の措置は極めてわずかな額にとどまっております。これらの圏域連携のための財源措置は強化すべきであります。

2 番目に、指定都市全体の合計特殊出生率は、多くの都市で全国平均を下回っております。このため、国に対しましてはテレワークなどの就労支援の推進、あるいは3世代同居、近居の促進、また、物価の地域差に応じた適切な給与水準となるような保育士の処遇改善、それから、一億総活躍社会の実現に向けた交付金の創設、それから、子どもの医療費助成につきましては、これは国策として取り組むとともに、持続可能な制度とするため、利用者の自己負担を求めることにより適切な利用を担保すること、このような提言を行っております。

また、9 ページであります。これは社会保障部会の提言とも関係がありますけれども、指定都市財政における社会保障費の中でも大きな負担となっている生活保護費の適正化に向け、最低限度の生活を保障した上で生活保護の医療費の一部負担を導入するなど、財政需要抑制のための制度改正を行う、このような提言を行ったところであります。

12月1日に提言を行いまして、牧島政務官からは、提言内容は今後の検討課題として各大臣と連携して取り組んでいく旨、御発言がありました。

以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。ただいまの御報告に関して皆様の御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。よろしく願いいたします。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

久元市長、本当にありがとうございました。

それでは、その次の御報告をお願いします。女性の活躍・働き方改革プロジェクトにおける検討状況でございます。担当市長の大森岡山市長より御報告をお願いします。

○岡山市長 資料6-1を御覧いただきたいと思います。「女性の活躍に、今こそ働き方改革を!」、これをもちまして12月15日、加藤女性活躍担当大臣ほかに要請活動を横浜市長とともに行いました。

この資料をめくっていただきまして1でございますが、多様で柔軟な働き方に取り組む

企業を支援するための交付金の創設ということですが、これにつきましては、このたび国の補正予算で、趣旨はこのままではございませんけれども、認められております。その中の(3)の育児休業に係る代替職員の採用の関係で、大臣からも、中小企業等におけるこの育児休業に係る代替社員の採用がなかなかうまく動いていないと。これについての具体策を検討して欲しいという話がありました。今日、プロジェクトでも議論させていただきましたが、まだまだもう少し議論を深める必要があるということで宿題になっております。

それから3でございますが、公共調達において女性活躍推進企業への受注拡大のための必要な指針等の提示ということでございます。これにつきましては、国のほうからゴールデンウィークごろを目安に一億総活躍の指針の中で示されるのではないかというお話も伺っているところでございます。内容等を確認しながら、よりいいものにしていただきたいということに今なっているところでございます。

次に、資料の6-2を御覧いただきたいと思います。これが指定都市自らの取組でございます。随より始めよということでございますが、この裏面を御覧いただきたいと思います。今日は、指定都市自らの取組について、イクボス宣言をどのように行っていくかということを中心に議論を行いました。

まず、イクボス宣言については、次回を目途に行っていこうということになりましたが、単なるパフォーマンスではなくて、具体的な施策を併せて示すことで一歩でも二歩でも前に進めていく意識を持って行いたいということがございました。そして、宣言の対象とする範囲は、検討1に書いていますように首長、そして副市長、区局長級とし、それ以外の職員については各都市の状況により判断するということで合意をいたしました。また、このイクボス宣言を実効性あるものにするためには、例えば検討6に書いておりますけれども、イクボスを勤務評定の項目に反映してはどうかとか、例えば、検討8で書いていますように、20都市で統一した具体的な目標の設定を行うべきか。例えば、男性の育児休業の取得率とか、そういうものを目標設定すべきではないかという議論もございましたが、もう少し各都市、事務的にも議論をして整理をしていこうということになったところでございます。

なお、併せて本年の7月、指定都市市長会議で京都市長から提案のありましたこのイクボス宣言にあわせて、職員の地域活動といいますか、地域の中で一定の役割を果たすことを含んだ宣言にしようということについては、今日の朝の議論で全員が一致して併せて宣

言をしていこうということになったところでございます。

次に、資料6－4を御覧いただきたいと思います。これは執行部と議会との関係でございます。質問の前の質問内容の聞き取り等についてでございますが、これは事務方で資料を整理していただいておりますけれども、やはり各市で様々な状況にあるということで、なかなか統一した取組は困難ではないかということになりました。各市の様々な取組を参考にしながら、各市において実情に応じて対応していったらどうだろうかということになりましたが、これについてももう少し議論をさせていただこうということになったところでございます。

今日の議論は以上でございます。

○横浜市長　ありがとうございました。それでは、ただいまの御報告に関し、皆様の御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○京都市長　京都市の場合、基本計画で、目指すべき京都のまちの未来像として、「真のワーク・ライフ・バランス」を徹底するまちを掲げている。「真の」とつけているのは、人間らしく生き生きと働き、家庭も大事にし、かつもう1つ、地域貢献、社会貢献をする、そのことによって仕事も人生も充実し、かつ地域社会が元気になる。こういうことを都市の理想の姿にしよう、その先頭にまず市の職員が、市役所が立とうという取組をして、「真のワーク・ライフ・バランス」を徹底する、企業もそういう企業を表彰する制度等があるわけです。

そこで、イクボス宣言と同時に、地域のおやじになろう、隣のおばちゃんになろう、こういうことも含めて取り組もうということで、課長級以上の職員が順次イクボス宣言をし、部長、局長がし、11月23日、イクボスの日に3副市長と市長がボトムアップでイクボス宣言を行う、こういう取組を進めております。家庭と仕事だけでなく、町内会やPTAの役員にもなろう、こういうことをまず市の職員が率先してやろう、こういう趣旨でございます。

○横浜市長　ありがとうございます。今、補足説明をしていただきましたけれども、その他はいかがでございますか。

○北九州市長 配偶者同行休業制度についておまとめいただきました。言い出しっぺの1人なものですから、大森市長、林会長にお礼を申し上げたいと思います。本市のキャリアの女性職員が突然退職という話に直面いたしまして、たしか横浜か東京のほうに御主人と一緒にいて行くということでした。地銀の協会が昨年、もったいな過ぎるということで、経営者同士で相談をして、できるだけキャリアを大事にしようという動きが出たことを受けて御提案申し上げたところでございます。これからそれぞれの都市の採用試験の情報を共有するとか、指定都市間のネットワークを充実して、こういう支援ができればいいなど常々考えておりました。どうぞよろしく今後ともお願い申し上げたいと思います。

○横浜市長 ただいまのお話は本当にすばらしいお話だと思いますので、これはまとめていきたいと思います。まとめるというか、皆さん御賛同だと思います。ありがとうございます。

○岡山市長 実は、今北九州市長から御提案のあったものも、朝の会議で議論をしようと思ったんですが、ちょっと時間がなくて議論ができませんでした。確か地銀が同じような制度を考えて今実行しているところではありますが、少しやはり市役所の場合、制約要因というのがあることはあるんだろうというようには思っております。しかしながら、北橋市長のおっしゃっていることというのは、女性の活躍において私は非常に役立つのではないのかなというように思っております。これらについて、また事務方を通じてそれぞれ御意見をお伺いさせていただきたいと思いますので、ぜひ各市長の皆さん方、よろしくお願い申し上げます。

○横浜市長 ありがとうございます。その他はいかがですか。どうもありがとうございます。

各プロジェクトの担当市長様、どうもありがとうございました。冒頭に高島市長にも御報告いただきましたけれども、久元市長、大森市長、改めてお礼を申し上げたいと思います。

なお、各プロジェクトの提言は、既に国への提言活動を行っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、次に進めさせていただきます。「(2) 特命担当市長からの報告」に移りま

す。「中核市・全国施行時特例市市長会との連携について」でございます。特命担当の篠田新潟市長より御報告をお願いいたします。

○新潟市長 それでは、資料８－１と２も御覧いただきたいと思います。中核市市長会、全国施行時特例市市長会との連携事業について御報告させていただきます。

前回、７月の市長会議において、今年度は３市長会で国に対して共同提言を行うということを御報告いたしました。お手元の提言書によりまして、１０月１６日に総務省へ要請してまいりました。要請までの状況であります。９月１日に連携担当市長である、中核市長会は吉田横須賀市長、全国施行時特例市市長会は泉明石市長、そして私の３人が集まり、提言の記載内容を協議いたしました。その後、３市長会の各市から御意見をいただきながら、国と３市長会との定期的な協議の場を設けることなど、４項目から成る提言（案）を取りまとめました。取りまとめた提言（案）につきましては、１０月１６日に各市長会の会長及び連携担当市長にお集まりいただき開催いたしました会長・連携担当市長会議で協議をさせていただき、決定いたしました。

決定した提言につきましては、同日、高市総務大臣へ直接お渡しさせていただきました。大臣からは、３市長会と協議の場を持てることは非常に有意義であるなどの御発言がございました。地方創生、あるいは都市の課題解決などで共通の悩みを持つ３市長会が連携して提言をまとめることができたことは画期的なことと思っております。今後、大きな成果を出していけるのではないかと考えております。

１６日につきましては、会長・連携担当市長会議に先立ちまして、林会長と一緒に菅官房長官へ３市長会連携の取組について御報告に伺い、その場で提言（案）についても官房長官に御説明をいたしました。菅官房長官からは、３市長会との協議の場について、では、まず１回やりましょうという前向きなお話をいただきましたので、併せて御報告させていただきます。

私からの御報告は以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。御一緒に菅官房長官のところにも伺いましたけれども、今は日程調整をしている段階でございます。総理もお見えになるというようなお話もお伺いしており、期待しているところです。どうもありがとうございました。

御意見、御質問はございますか。これは私たちが望んでいたことでございますので、篠

田市長の大変な御尽力で3市長会の連携がまとまりまして、本当にありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。来年の指定都市サミットの開催でございます。河村名古屋市長からご発言をよろしくお願いします。

○名古屋市長　それでは、名古屋においでいただくということでございまして、身に余る光栄でございます。ぜひおいでください。本丸御殿のを今やっておりますので、その中でちょこっと会議をやらさせていただきます。もう1つ、先ほどの昼飯のときに言いましたが、名古屋城の天守閣の復元が5月かな、これは。すると大抵決まっておると思いますので、なかなかこれは盛り上がるだろうと。400億ですけれども、これは世界で初めてですから。図面がありますので、いろいろ言いますが、詳細な実測図があるお城は名古屋城しかないんですよ、実は。世界的にもないと言われてますね。ワルシャワの旧市街の復元、それからドレスデンの聖母教会の復元が有名ですけれども、これは世界遺産になっていますけれども、実測図がないですね、やっぱり。今のところは、文化庁も言っていますけれども、世界で1個でしょうと言っていますので、ぜひ御期待をいただき、盛り上がって。オリンピックまでにつくりますので。まだできておりませんが、決まっておると思いますので、ぜひお楽しみにということでございます。お待ちしております。どうぞよろしく。

○横浜市長　河村市長、本当にありがとうございます。ぜひサミットをよろしくお願いしますと思います。

来年の5月30日、31日でございます。本当に楽しみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、「会長選挙について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○事務局長　会長選挙について御報告申し上げます。

現在の会長任期が平成28年3月末で満了することに伴いまして、次期会長を選出するため、指定都市市長会の会長の選任に関する規程第4条及び第5条に基づきまして、会長候補者の推薦を11月2日から30日まで受け付けいたしました。その結果、推薦された候補者は林横浜市長お1人であったため、同規定第7条の定めに基づきまして、林文子横浜市長

を次期会長に決定し、12月1日付で各市長に御通知いたしましたことを御報告申し上げます。

それでは、来年4月より新たな任期を迎えられます林会長から御挨拶を賜りたいと存じます。林会長、よろしくお願いいたします。

○横浜市長 このたび皆様の御推挙を賜りまして、引き続き会長を務めさせていただくことになりました。まことに光栄でございます。責任の重さに身の引き締まる思いでございます。指定都市20市のより一層の発展のために今後とも全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この2年間、皆様にお力添えをいただき、指定都市市長会の発信力の向上に皆様と取り組んでまいりました。部会に加えまして、新たに設置した政策提言プロジェクトなどを通して政策の議論や国への提言活動を重ねた結果、発信力を確実に高めてきたと私は実感しております。政府や政党が開催する会議に指定都市市長会として出席を要請され、私たち指定都市の意見や考えを発信する機会が増えました。私どもに寄せられる期待の高まりの表れだと思っております。さらに、中核市市長会、全国施行時特例市市長会との連携も進みまして、合同での「国との対話の場」も実現する運びになりました。

国と地方六団体による協議の場に大きく近づく一步と捉えております。これもひとえに各市長の皆様の熱意と取組の賜物でございます。さらに、20市の関係職員、指定都市市長会事務局も一丸となって取り組んでいただきました。この場をお借りして皆様に心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

これまで重ねてきた成果の上に、今後次のような取組を進めてまいりたいと思います。

1点目でございますが、指定都市市長会の発信力の更なる強化でございます。私たち指定都市市長会に寄せられる期待が高まっているこの流れを途絶えさせてはならないと思います。指定都市市長会の施策や考え方を求められる機会は確実に増えておりまして、メディアの注目も大きくなっています。実質的に地方六団体と同様の扱いをこれからも受けられるように、発信力をさらに高めてまいります。

具体的には、現在総務大臣との間で行っている懇談会を拡充いたしまして、また、指定都市を応援する国会議員の会との連携も、鈴木市長の御尽力もさらにいただいて強化するなど、国、政党との連携強化を図ってまいります。その他にも、これまであまり関係が深くなかった経団連や経済同友会、日商など、経済界との連携も進めていきます。経団連に

私がお伺いした際に、榊原会長ともお話をし、非常にあちらも喜んでいらっしゃるようです。さらに、各界との連携のみならず、これはいつも河村市長に御指摘いただくところですが、メディア戦略にも取り組み、私どもの活動内容や考え方をより効果的に発信してまいりたいと思います。

2点目でございますが、「政策提言力の強化と指定都市市長会発の政策の実現」でございます。1点目で「発信力の強化」を掲げましたが、肝心の発信の中身も一層充実させていく必要があると思います。20市が各圏域の中核として進めている先進的な施策を結集いたしまして、実効性の高い、国の内外にも波及する政策としてスピード感を持ってまとめていきたいと思っています。まず、現在の部会につきまして、刻々と変わる国の施策、社会・経済情勢や市民ニーズを確実に捉えて分析し、より機動的に対応できる組織にしていきたいと思います。現在の想定としては、仮称ではございますが、「総務・財政部会」、「社会保障・文化教育部会」、「まちづくり・産業・環境部会」の3部会での構成を考えております。部会では、国の省庁編成に合わせ縦軸での政策を捉えますが、分野や所管省庁をまたがった横断的な政策検討も必要です。そのためにも、現在そうした機能を果たしている「政策提言プロジェクト」については、継続して設置をしたいと考えております。

さらには、現在3名の方に担っていただいている「特命事項」でございますが、重要課題に応じて特命担当の新設をしたいと考えております。特に、私たちのカウンターパートである指定都市議長会との連携を担う特命担当を新たに設置し、連携強化を進めたいと考えています。

3点目でございますが、「指定都市が核となった地方創生、多様な大都市制度の実現」です。長年にわたって私たちが求めてきたこの悲願を何としても実現していかなければなりません。20市の指定都市は、北は札幌市から南は熊本市まで、その規模も異なれば、歴史や文化も異なります。国や広域自治体との関係性、圏域で果たす役割も様々でございます。半世紀以上前に暫定的な制度としてつくられた指定都市制度では、このような多様な20の指定都市それぞれの特徴を生かすことは困難です。これは、もう何度もこの市長会議で議論されてきたことでございますが、時代のニーズに応じて、地域の実情に即した多様な自治を進めることができず、期待される役割を十分に果たすことができないわけです。

アジアの諸外国は、大都市を成長拠点と位置付け、著しい発展を遂げております。韓国のソウルや仁川などは、大都市制度の適用によりまして、持てるポテンシャルを存分に発揮して、国の経済成長を牽引しています。日本も、大都市の力を十分に引き出し、国際競

争力を高めて国としての経済成長を果たしていくために、特別自治市など多様な大都市制度を早期に実現しなければならないわけです。その実現の1つの手段として、大都市地域における特別区の設置に関する法律が制定されていますが、一方で、特別自治市を実現するための法制化はなされていないわけです。世論や国会議員など、あらゆる方面へ粘り強く働きかけ、戦略を考え、議員立法などによる法制化への道筋をつけていきたいと考えております。

指定都市は、他の自治体と異なりまして、「基礎自治体としての現場力」と、「大都市としての総合力」を兼ね備えておりまして、また、各市長の皆様が豊富な見識と経験をお持ちで、未来を見据えた先進的な施策を推進しておられます。20市の多様性のシナジー効果によって、国の内外に波及する課題解決モデルを構築し、発信していくことが求められております。

例を挙げさせていただきますが、先日パリで行われたC O P 21、私はこれに先立ちまして、米国国務省の招聘を受けてワシントンに赴きました。ケリー国務長官やブルームバーグ国連都市気候変動担当特使、前のニューヨーク市長でございますが、そして世界の都市の代表と気候変動の実情、都市として取り組む解決策を共有してまいりました。本当に驚いたのですが、アメリカの中でもいろいろな都市の方が来ましたけれども、その方たちが取り組もうとしていることは、私どもの例で恐縮でございますが、横浜市が10年前ぐらいに取り組んだようなことをこれからやろうとしているのです。ですから、実は日本がやっている地球温暖化対策、環境対策は相当世界でも進んでいるのですが、やっぱり発信力がないというか、知られていないのだなということを痛感いたしました。一方で、政令指定都市代表にお声をかけていただいたということがあって、確実に内外の外のほうでも私たちの存在が大きくなっているのだということを実感しております。

環境だけではなく、防災、女性の活躍、経済活性化や文化、芸術振興など、あらゆる分野において都市、それも大都市に寄せる期待が高まっていると感じておりますので、ぜひ御一緒に、日本の成長をリードする指定都市として、大胆にこれから踏み出していきましょう。その基礎固めは、もう矢田前会長時代からやっておりましたけれども、本当にその時期が来たのではないかと考えておりまして、国も政令指定都市に対しての見方が随分と変わったと思います。

これからも御一緒に、国民のため、市民の皆様のために頑張ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございました。(拍手)

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

事務局より御案内申し上げます。この後、16時20分より、林会長と鈴木副会長による記者会見を富士西に会場を移して行いますので、記者の皆様方、よろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時閉会